

2023年度 東京工業大学基金奨学金 「パラマウントベッド奨学金」募集要項（追加募集）

東京工業大学では、創立130周年を契機として、蔵前工業会、同窓生をはじめとする皆様からのご支援ご協力を得て「東京工業大学基金」を創設いたしました。本基金は、本学の長期目標である「世界最高の理工系総合大学の実現」に向け、戦略的経営により教育・研究・貢献の質をさらに高めていくための様々な事業活動に活用していこうとするものです。

東京工業大学基金には、企業・団体、同窓生、本学関係者ご遺族などの本学に縁の深い方々より、学生の奨学を使途とすることを特定された篤いご寄附をいただいております。東京工業大学では、ご寄付いただいた方々のご意志を尊重し、平成24年3月に「東京工業大学基金奨学金」制度を設けるとともに、本学の発展に寄与された方および寄附者の方に深い敬意と感謝の意を表し、個人名・企業名を冠した奨学金を設立し、奨学生の募集を開始することといたしました。

1. パラマウントベッド奨学金設立の経緯及び目的

パラマウントベッド株式会社は、病院用ベッドの専業メーカーとしてスタートし、その後、高齢者施設や在宅介護分野において「as human, for human（人として、人のために）」の企業スローガンのもと、さまざまな製品・サービスの開発を行っている企業です。高齢化がますます進展する世界において、介護ロボットや医療介護ベッドを初めとする医療介護機器・リハビリ機器への需要は益々高まっていくことが予想され、その分野の発展が求められています。

本学はパラマウントベッド株式会社からのご寄附を受け、これから医療・福祉を支えていく向上心に満ちた学業優秀な者に対し経済的援助を行うことにより、確かな専門力、豊かな教養力、柔軟なコミュニケーション力、多様な展開力を身に付け、科学技術を基盤としてより良い社会を築くことができ「挑戦し続けるフロントランナー」として、国際的に活躍できる人材の育成に資することを目的として当奨学金を設立いたしました。

2. 奨学生の資格

- (1) 2023年3月に本学学士課程を卒業し、2023年4月に修士課程に進学・在学する者。
学院・系は問わない。(25歳未満)
- (2) 学業成績が優秀で優れた研究能力を有する者。
- (3) 本人が属する世帯の税込年収の合計が給与所得の場合800万円未満の者、給与所得外の場合所得金額が337万円未満の者。
- (4) 他の給与型奨学金（東工大基金奨学金を含む）を受けていない者。
- (5) 日本国籍である者または永住者等の在留資格を持つ者。
- (6) 指導教員の推薦を受けられる者。
- (7) 将来、医療・介護分野におけるエンジニアとしてグローバルに活躍する意欲のある者。

3. 採用予定人数

1名

4. 奨学金の額

月額 50,000円

5. 給付期間

奨学生を授与する期間は、最長で標準修業年限の終期までとする。

6. 出願の手続き

奨学生に応募するものは、以下①～⑦の書類を大学が指定する日までに、提出しなければならない。

- ① 基金奨学生申請書（研究計画書含む）
- ② 学内選考用奨学生申請書
- ③ 学業成績証明書
- ④ 小論文「あなたは、医療・介護分野におけるエンジニアとして、より良い社会を築くために、グローバルに活躍する意欲を持ちながらどのようなことに挑戦していきたいですか。」（400字程度）
- ⑤ 推薦書（指導教員、様式任意）
- ⑥ 市区町村発行の所得証明書（父母、最新のもの）
- ⑦ 前年分源泉徴収票・確定申告書等（父母）

7. 応募締切

2023年5月12日（金）

8. 奨学生の選考

- (1) 第一次選考：書類選考 2023年5月19日までに選考結果通知（メール）予定
- (2) 第二次選考：面接選考 2023年6月上～中旬予定（詳細は追って連絡）
- (3) 奨学生の採用は、教育本部会議で審議の上、学長が決定し、本人に通知する。

9. 奨学生採用式

採用決定後に開催される奨学生採用式（7月中旬～下旬予定）へ出席すること。

その他、本奨学生に関し大学が実施する行事には参加すること（ただし修学上やむを得ない事情がある場合は学生支援課まで申し出ること）。

10. 奨学生の給付

奨学生は、奨学生の指定する口座に四半期毎に振り込むものとする。

11. 奨学生の休止及び復活

- (1) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学生の給付を休止する。
- (2) 奨学生が留学し、又は長期にわたって海外に滞在するときは、奨学生の給付を休止することがある。
- (3) 奨学生の給付を休止された奨学生が、その事由が止んで申し出たときは、奨学生の給付を復活することができる。

1 2. 奨学金給付の廃止

以下のいずれかに該当する場合には、奨学生の支給を廃止する。

- (1) 退学若しくは転学し、又は除籍になったとき。
- (2) 懲戒処分を受けたとき。
- (3) 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (4) 学業成績又は性行が不良になったとき。
- (5) その他奨学生として適当でない事実があったとき。

1 3. 奨学金の返還

奨学生に、奨学生として適當でない事実があったときは、既に給付した奨学生の全部又は一部の返還を求めることがある。

1 4. 奨学生の異動届出

奨学生が、次のいずれかに該当するときは、速やかに学生支援課まで届け出ること。

- (1) 休学、復学、転学、留学若しくは退学し、又は長期にわたって欠席しようとするとき。
- (2) 住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったとき。

1 5. 報告書の提出

奨学生は、毎年度末に学習報告書を、学業成績証明書を添えて提出すること。

【照会先】

学務部学生支援課経済支援グループ
大岡山キャンパス Taki Plaza 1階
TEL: 03-5734-3014 FAX: 03-5734-3675
E-MAIL: gak. kei@jim. titech. ac. jp